地域制図（西部）

名古屋市都市計画図（地域制）

至めいてつぎふ
至おおさか
至一宮
至いぬやま
岩倉市
小牧市
一宮市
北名古屋市
稲沢市
清須市
あま市
海部郡
大治町
津島市
愛西市
海部郡
蟹江町
弥富市
桑名市
三重県
海部郡
飛島村
東海市
名城公園
庄内緑地
戸田川緑地
日光川
新川
庄内川
荒子川
堀川
大江川
伊勢湾岸自動車道
名港西大橋
名港中央大橋
名港東大橋
至JRなんば　至よっかいち
至四日市
至常滑
至とこなめ

凡例

▭	市街化区域・市街化調整区域界
1低	第１種低層住居専用地域
2低	第２種低層住居専用地域
1中	第１種中高層住居専用地域
2中	第２種中高層住居専用地域
1住	第１種住居地域
2住	第２種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
工業	工業地域
工専	工業専用地域
8/4	専用地域内の容積率・建蔽率制限 上段の数値：容積率の限度（数値は10に対する値） 下段の数値：建蔽率の限度（数値は10に対する値）
20	専用地域外の容積率制限 数値：容積率の限度（数値は10に対する値） （建蔽率の限度は一般規制として近隣商業地域・商業地域は8割、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域は6割）
130【100】	【 】内の数値は、名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画等による容積率の最高限度（数値は10に対する値）（ただし、市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、指定容積率を限度に市長が指定した数値） なお、上記地区計画の区域外においても、その他の地区計画又は地域地区等により建築物等の制限が定められている場合あり。

（建蔽率とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合
容積率とは建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合）

▭	外壁から敷地境界線までの後退距離1m以上
▭	外壁から敷地境界線までの後退距離1.5m以上
▨	特別工業地区
▨	文教地区
▨	中高層階住居専用地区
▨	研究開発地区
▨	スポーツ・レクリエーション地区
▨	特別低層住居専用地区
大規模集客施設制限地区…	準工業地域全域
▨	10m高度地区
▨	15m高度地区
▨	20m高度地区
▨	31m高度地区
▨	絶対高31m高度地区
▨	45m高度地区
▨	絶対高45m高度地区
▨	高度利用地区
▨	特定街区
▨	都市再生特別地区
▨	特定用途誘導地区
▨	防火地域（集団防火）
═	防火地域（路線防火） （道路境界線から奥行11mの範囲）
準防火地域…	市街化区域内で防火地域、第１種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域
①	第１種風致地区
②	第２種風致地区
▨	駐車場整備地区
▭	臨港地区
▨	特別緑地保全地区 （但し、2ha未満の地区は含まず）
緑化地域…	用途地域が定められた区域
▨	流通業務地区
▨	伝統的建造物群保存地区
▭	地区計画
▨	都市計画公園・緑地・墓園 （但し2ha未満の公園は含まず）
----	道路境界線より20m
----	道路境界線より30m
―	都市計画道路
―・―	市界

（注）名古屋市では、この他に、都市計画で定める地域地区として、生産緑地地区を指定しています。

（注）本図は一般参考図であるため、詳細については、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課に備えてある縦覧用指定図を参照してください。

この地図の下図は、名古屋市都市計画基本図（令和2・3年度測量　縮尺1/25,000）を使用して作成したものです。

1 :25,000　1000　500　0　1000　2000m

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

不許複製
禁無断複写・複製

令和７年３月発行

株式会社アルプス出版社 納